

上越市選挙管理委員会告示 第 86 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び第 3 項、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙のとおり選任した。

令和 7 年 10 月 19 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一